

「総合治水の推進について」諮問時の河川審議会委員との質疑応答一覧  
(平成 22 年第 2 回河川審議会議事録要旨)

意見要旨	事務局回答
諮問事項に対する目標や時期等は。	平成 23 年度末に条例を制定したいと考えている。
河川毎ではなく、全県一律の大綱のような方針という理解でよいか。	そのとおり。
津波は考慮するのか。	河川対策で対応できるため、あえて条例に書くかは課題として認識している。
国において総合治水対策特定河川という仕組みが既に設けられているが、総合治水対策に「よりどころがない」という表現は適切か。	左記の現行制度は開発時に調整池の設置を指導するものであり、条例ではこの他にも減災対策等も含め、もっと幅広く取り組んでいくことを想定している。そういう意味ではこれらを網羅する法制度上の「よりどころ」はないと考えている。
河川法には調整池設置の根拠は無いのか。 設置された調整池がその後の土地利用の過程で埋められるという話も聞くが。	<p>河川法には根拠となる規定がなく、現在は行政指導として河川管理者が開発者に対して指導し、従ってもらっているが、法的な位置づけとしては弱い。</p> <p>また、河川法に基づく従来の考え方だと、河川改修後は流出に対する防御機能は河川で負担できるとして、調整池は不要となる。</p> <p>しかし、総合治水の観点では、未来永劫調整池は必要であり、このことに対して協力が得られるような理念を条例には盛り込んでいきたいと考えている。</p>

意見要旨	事務局回答
<p>条例の制定によって、河川整備基本方針や河川整備計画の具体的な形が変わるのか。それとも実施段階で必要な規定を設けるのか。</p>	<p>河川整備計画に記された流域対策や減災対策を実施する担保として条例を制定するものと考えている。</p>
<p>治水の観点から一定の土地利用を抑制していこうというようなところが条例の課題と考えているがいかがか。</p>	<p>浸水が想定されている区域での宅地化等は規制をかける必要があるかどうかも含めて検討していきたい。</p>
<p>洪水調整の役割を果たしている田んぼを畑にする場合にも規制がかかることになるのか。</p>	<p>農地の利用に対して、そこまでの規制をかけることは難しいと考えているが、協力をお願いするような形もあるかと思う。</p>
<p>「治水」とはいえ、環境へ配慮も重要である。 また、治水と環境とがバランスのとれた計画が必要。</p>	<p>河川対策としては、従来どおり「ひょうご人と自然の川づくり」の考え方に従い、河川環境保全の取組みを実施していく。 これらについては、河川整備基本方針や河川整備計画で明記する。</p>